

○恵庭市文化功労者表彰条例施行規則

平成 14 年 9 月 2 日

教委規則第 8 号

改正 平成 16 年 6 月 1 日教委規則第 6 号

平成 22 年 3 月 29 日教委規則第 5 号

平成 23 年 3 月 30 日教委規則第 4 号

令和 5 年 3 月 6 日教委規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、恵庭市文化功労者表彰条例(平成 14 年条例第 20 号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象者)

第 2 条 被表彰候補者の要件は、次のとおりとする。

- (1) 市内に 10 年以上居住し、又は主たる活動の場を有している個人
- (2) 市内に 5 年以上主たる活動の場を有している団体
- (3) 文化振興賞にあつては、表彰当日の年齢が 55 歳以上の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、恵庭市文化功労者表彰審査委員会(以下「審査委員会」という。)が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

(表彰の選考基準)

第 3 条 被表彰者の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 文化賞 芸術、科学及び教育の各分野において国際的又は全国的に高い評価を受けるとともに、本市における文化の向上発展に関し、功績が特に顕著なもの
- (2) 文化奨励賞 芸術、科学及び教育の各分野において全道的な評価を受け、又は表彰されるなど奨励に値する活動を実践し本市における文化向上発展に寄与したもの
- (3) 文化振興賞 市内の文化団体等において役員又は指導者として 20 年以上にわたり活動し、芸術、科学及び教育の振興発展に寄与した功績が顕著な者

2 前項の規定にかかわらず、審査委員会が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

(被表彰候補者の推薦等)

第 4 条 被表彰候補者は、本人の申請又は第三者の推薦によるものとし、次に掲げる書類を毎年 8 月 31 日までに、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 個人に関する事項(第 1 号様式)
- (2) 団体に関する事項(第 2 号様式)

2 審査委員会は、前項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(表彰の時期)

第 5 条 文化功労者の表彰は、毎年 11 月 3 日に行う。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

(再表彰)

第 6 条 既に表彰されたものであっても、その後新たに表彰すべき事由が発生したときは、さらに表彰することができる。

(庶務)

第 7 条 審査委員会の庶務は、教育部社会教育課において行う。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 6 月 1 日教委規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 29 日教委規則第 5 号)抄

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日教委規則第 4 号)抄

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 6 日教委規則第 4 号)抄

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(第 1 号様式)

(第 2 号様式)